

上、遅刻三四早退二回迄ハ省勤ト認ムルニト
右要求候也

大正十五年十二月十二日

東京府南葛飾郡喜幡町請地四百拾番地

従業員代表

火 山 博 次郎

西 瀧 隆 次郎

山 崎 榮 之 助 印

喜幡町大字小村井八百四番地

大日本自轉車株式會社護謨工場

社長 岡 壽 久 次 郎 殿

15.12.23
年 102

勞



社 第 三 一 一 一 號

大正十五年十二月二十一日

警 視 總 監 太 田 政 弘

事務大臣臨時代理

逓信大臣 安達謙藏 殿

社會局長官 長 岡 隆 一 郎 殿

大日本自轉車株式會社護謨工場労働爭議ニ関スル件

(第 五 報)

標記爭議既報後、状況左、通り

記